

令和 5 年度
宇栄原小学校 PTA
定期総会



(W E B 審議)

審議期間；令和5年5月22日（月）～ 5月26日（金）

令和 5年 5 月

令和4年度 宇栄原小学校 P T A 活動経過報告

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

4月	4月 7日(木) 始業式・新任式(花束と記念品贈呈) 4月 8日(金) 入学式 4月23日(土) PTA監査
5月	5月13日(金) 第1回PTA三役会 5月19日(木) 宇栄原小PTA定期総会 書面審議にて案内 ～25日(水) 5月26日(木) 宇栄原小PTA定期総会 審議日 5月29日(日) 那覇市PTA連合会 定期総会(松川会長)
6月	6月 1日(水) 宇栄原小PTA 総会書面審議にて 6月 5日(日) 那覇地区PTA連合会 定期総会(校長・会長) 6月 8日(水) うるく地域づくり協議会 総会(赤嶺副) 6月 9日(木) 第1回 那覇市PTA連合会 理事会(会長) 6月17日(金) 第2回 PTA三役会(校長、教頭、PTA三役) 6月22日(水) 那覇市PTA連合会バレーボール大会 代表者会議(副会長) 6月30日(木) 臨時小禄ブロック会議(会長、副会長)
7月	7月 1日(金) 那覇市PTA連合会 会長会(校長・会長) 7月14日(木) 那覇市PTA連合会 童話お話大会 研修会(副会長) 7月15日(金) 那覇市PTA連合会 家庭教育推進委員会(副会長) 7月19日(火) 高良小給食センター給食費会計監査(副会長) 7月28日(木) 第2回 那覇市PTA連合会 理事会(会長) 中止 那覇市PTA連合会主催 バレーボール大会
8月	8月30日(火) 第1回 小禄ブロック会議(校長、会長、PTA事務)
9月	9月 8日(木) 学校保健委員会(学校医、教職員、PTA役員) 9月14日(水) 童話お話大会 校内選考会 9月15日(木) 第1回 小禄ブロック家庭教育推進委員会(副会長) 9月17日(土) 那覇地区PTA研修会(校長・会長)

10月	10月20日(木) 第2回 小禄ブロック家庭教育推進委員会 会議(副会長) 10月20日(木) 第3回 那覇市PTA連合会 理事会(会長) 10月21日(金) 第2回 小禄ブロック会議(校長・会長・PTA事務) 10月30日(日) 第51回 運動会
11月	11月 6日(日) うるく地域づくり連絡協議会グランドゴルフ大会(会長) 11月18日(金) 50周年記念事業 記念品発送準備作業 11月25日(金) 那覇市PTA連合会市P賞 小禄ブロック表彰式(PTA三役) 11月26日(土) 小禄ブロック家庭教育推進委員会主催 講演会
12月	12月 1日(木) 九州PTA研究発表会 沖縄大会事前会議(会長、副会長) 12月 3日(土) 那覇地区音楽発表会(6年生) てだこホール 12月16日(金) 九州PTA研究発表会 沖縄大会 前日準備(副会長、監事) 12月17日(土) 九州PTA研究発表会 沖縄大会(会長、副会長、監事)
1月	
2月	2月 2日(木) 第4回 那覇市PTA連合会 理事会(会長) 2月 3日(金) 第3回 PTA三役会 2月 5日(日) 那覇市PTA連合会 基金造成ボウリング大会(会長、PTA事務、根間T) 2月16日(木) 鏡原中校区青少年健全育成協議会(校長、PTA事務) 2月18日(土) 那覇市PTA連合会 家庭教育研修会(教頭、会長、副会長、PTA事務) 2月24日(金) 常置委員会(教頭、副会長)
3月	3月17日(金) 6学年 大型紙芝居と葉プレゼント (体育館にて) 3月23日(木) 卒業式(コサージュ) 3月24日(金) 終了式・離任式(花束と記念品贈呈) ※1・2・3・4学年のレクと5学年の十三祝いの開催は出来ませんでした、それぞれ PTA会費(学年活動費)より記念品を贈呈しています。 ※令和4年度のPTA三役会を、令和5年4月21日(金)に開催しています。

令和4年度一般会計 決算報告書

総収入額	¥3,284,445
総支出額	¥2,816,953
差引残高	¥467,492

自: 令和4年4月 1日

至: 令和5年3月31日

(収入の部)

科目	本年度予算額	収入済額	比較増減	説明
1 一般会計会費	¥2,882,900	¥2,874,900	¥-8,000	
1. 保護者会員	¥2,669,000	¥2,661,000	¥-8,000	月575円(歓送迎会・表彰費のための25円を含む)×12ヶ月×459世帯×91% 四捨五入) 前期・後期2回払い(以下同じ)
2. 学校職員会員	¥207,000	¥207,000	¥0	月575円(歓送迎会・表彰費のための25円を含む)×12ヶ月×30名×100%
3. P会計事務	¥6,900	¥6,900	¥0	月575円×12ヶ月×100%
2 諸収入	¥55,260	¥49,510	¥-5,750	
1. 寄付金	¥0	¥0	¥0	
2. 雑収入	¥55,260	¥49,510	¥-5,750	スクールゾーン委員会補助金(コロナ禍にて減額)、預金利息等
3. 過年度会費	¥0	¥0	¥0	前年度のPTA会費徴収金
3 繰越金	¥285,015	¥360,035	¥75,020	
収入合計	¥3,223,175	¥3,284,445	¥61,270	

令和4年度一般会計 決算報告

自:令和4年4月 1日

至:令和5年3月31日

(支出の部)

科 目	本年度予算	支出済額	予算残額	説明
款1.運営費	¥1,631,381	¥1,430,391	¥200,990	PTAの会計や事務等、運営に関わる費用
項1. 会議費	¥30,000	¥14,286	¥15,714	活動を推進する目的で行う会議(運営委員会、評議員会)のための費用。
項3. 会計手当	¥1,190,000	¥1,020,000	¥170,000	PTA会計職員手当
項4. 渉外費	¥10,000	¥8,612	¥1,388	単P外活動への参加費、対外的弔慰金、祝金。来客接待費用等。
項5. 通信交通費	¥150,000	¥139,360	¥10,640	通信費、郵便代、学外活動への燃料・交通費
項6. 需用費	¥50,000	¥51,423	¥-1,423	消耗品(文具事務用品、諸雑貨等)、印刷コピー費、修繕・保守料・トナー等
項7.法定福利費	¥11,781	¥14,810	¥-3,029	PTA会計職員労働保険料: 労災保険は雇用主が100%、雇用保険:雇用主1000分の8.5 労働者1000分の5 アスベスト救済1000分の0.05
項8.福利厚生費	¥10,000	¥7,300	¥2,700	学校で推奨される検診料(PTA会計職員分)
項9.備品費	¥50,000	¥45,000	¥5,000	備品購入
項10. リース料	¥129,600	¥129,600	¥0	PTA用印刷機リース料(5年リースの年額)
款2. PTA活動費	¥615,250	¥512,889	¥102,361	学級、学年、専門部、祭り、その他、PTAの活動そのものに関わる費用
項1. 学年活動費	¥250,000	¥243,490	¥6,510	学年PTAに関わる活動費・役員会費。1年〜4年・6年は@ ¥350×各学年児童数。5年は十三祝いがあるため60,000円なかよし・ひまわり活動費
項2. 祭事業費	¥50,000	¥43,190	¥6,810	※開催の際にはうちはらっ子祭りに関する事業費(エイサー関連含む)
項3. 総務部費	¥5,000	¥0	¥5,000	総務部の活動費
項4. 環境部費	¥30,000	¥19,380	¥10,620	環境部の活動費(草刈機・鎌の購入、メンテ、燃料代他)
項5. 家庭教育部費	¥5,000	¥3,538	¥1,462	家庭教育部の活動費(¥13は前年度繰越金)
項6. 保体部費	¥10,000	¥0	¥10,000	保体部の活動費
項7. 校外部費	¥10,000	¥0	¥10,000	校外部の活動費
項8. 広報部費	¥50,000	¥0	¥50,000	広報部の活動費(広報誌、年2回発行)
項9. 調査研究費(分担金)	¥50,000	¥49,491	¥509	PTA主催の講演会、県内のPTA研修大会派遣等に関する費用・分担金
項10. スクールゾーン活動費	¥55,250	¥53,850	¥1,400	スクールゾーン委員会から助成されスクールゾーンに関する活動費
項11. 活動補助費	¥100,000	¥99,950	¥50	PTA活動費において有益な計画があり、それが予算を超える場合に認められる補助費(6年コサージュ代、読み聞かせサークルへの補助など)
款3.学校援助費	¥560,000	¥485,458	¥74,542	学校の教育活動をサポートするための費用
項1. 児童奨励費	¥150,000	¥128,462	¥21,538	児童の勉学スポーツ活動を励ますための費用、音楽活動などにおけるバス代
項2. 児童会活動費	¥5,000	¥0	¥5,000	児童会活動を補助するための費用
項3. 行事協力費	¥100,000	¥99,413	¥587	学校行事への協力費
項4. 美化費	¥30,000	¥26,662	¥3,338	学校の環境改善、美化のための費用(苗代・ガラス修理代等)
項5. 学力向上助成費	¥70,000	¥70,051	¥-51	学力向上のための助成費用
項6. 安全衛生費	¥180,000	¥142,725	¥37,275	学校の安全・衛生面充実のための費用(エプロン・安全指導員手当て等)
項7.分担金	¥20,000	¥18,145	¥1,855	各種研究会、協議会等の会費、参加費。
項8. 雑費	¥5,000	¥0	¥5,000	上記のどれにもあてはまらないもの
款4.分担金	¥254,865	¥234,715	¥20,150	関係団体へ納めるべき会費等
項1.教活安全会費	¥70,650	¥70,500	¥150	教育活動安全会への会費
項2.市P連会費	¥154,215	¥154,215	¥0	那覇市PTA連合会への会費(市P・県P分担金含む)
項3.青少協会費	¥30,000	¥10,000	¥20,000	青少年協力会議への会費
款5.歓送迎会・表彰費	¥50,000	¥43,500	¥6,500	教職員歓送迎会、PTA功労者祝賀会、花束、賞状、記念品代等
款6.積立費	¥100,000	¥100,000	¥0	PTAの積立基金。おもに周年行事開催資金を目的とする。ただし、臨時に必要な備品購入の際、年度予算で不足する場合にのみ運営委員会の承認を経て備品購入に充てることができる。
款7.予備費	¥11,679	¥10,000	¥1,679	予見し難い予算の不足に充てるための費用。
支出合計	¥3,223,175	¥2,816,953	¥406,222	

令和4年度図書充実特別会計・決算報告書

総収入額	668,742
総支出額	657,010
差引残高	11,732

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

(収入の部)

科目	本年度予算額	収入済み額	比較	説明
A.会費	666,120	658,800	▲ 7,320	
B.諸収入	2	2	0	
1.雑収入	2	2	0	貯金利子
2.過年度会費	0	0	0	前年度図書会費徴収金
C.繰越金	9,940	9,940	0	
収入合計	676,062	668,742	▲ 7,320	

(支出の部)

科目	本年度予算額	支出済額	比較	説明
A.図書購入費	656,900	656,900	0	
1.図書費	620,000	620,000	0	課題図書購入費・他
2.新聞費	36,900	36,900	0	沖縄タイムス
B.予備費	19,162	110	19,052	
支出合計	676,062	657,010	19,052	

令和4年度 特別会計・積立基金残高

収入合計	¥3,412,419
支出合計	¥1,557,351
残 高	¥1,855,068

(収入・支出)

自:令和3年4月 1日

至:令和5年3月31日

項 目	金 額	備 考
1 収 入	¥3,412,419	
a. 繰 越 金	¥3,212,377	
b. 諸 収 入	¥200,042	
(1) 一般会計捻出	¥200,000	一般会計からの積立(R3.R4)
(2) 雑収入	¥42	決算利息
2 支 出	¥1,557,351	
1. 記念事業費	¥998,278	校旗他3旗・AED・受賞者への賞状・記念品他
2. 記念品費	¥131,080	クリアファイル・ボールペン
3. 式典費	¥0	式典用花代他(式典中止)
4. 記念誌費	¥257,698	DVD(650部)・記念誌(800部)
5. 事業運営費	¥170,295	会議費・資料印刷・ゴム印・封筒・案内状他
残高	¥1,855,068	

※宇栄原小学校創立50周年記念・体育館落成記念事業は決済が確定しましたので令和5年3月31日にて完了いたします。ご協力ありがとうございました。

特 別 会 計 規 約

1 特別会計

(1) 積立基金

2 積立金は祭り収益・寄付金・繰越金、これらの一部を積立てるものとする。

3 本会計の支出は次のとおりとする。

(1) 積立て基金は主に周年記念行事開催資金を目的とし、期成会発足時は運用を委託するものとする。

(2) PTA活動に必要な備品購入については運営委員会の承認を得るものとし、総会にて報告する。

創立 50 周年記念事業報告

令和 4 年度に実施しました創立 5 0 周年記念事業について下記のとおり報告します。

◎事業報告

・表彰記念品贈呈

- | | | | |
|----------|-----|--------------|------|
| ・歴代校長先生 | 7 名 | ・歴代 P T A 会長 | 9 名 |
| ・地域功労者賞 | 8 名 | ・団体表彰 | 8 団体 |
| ・記念ロゴマーク | 2 名 | | |

合計 2 6 名 8 団体に感謝状・記念品を贈呈しました。

・記念誌 8 0 0 冊・DVD 6 5 0 枚・クリアファイル 8 0 0 枚発行しました。

・記念式典はコロナ禍の為、中止しました。

・学校への寄贈

- ・学校旗（3 種）・A E D（体育館へ設置）・W I F I を寄贈しました。

以上、簡単ではございますが、ご報告いたします。
ご協力ありがとうございました。

宇栄原小学校創立 5 0 周年記念事業実行委員会

監 査 報 告 書

宇栄原小学校PTA会則第25条の規定により、令和4年度各予算の
執行状況について監査をしたので、その結果を下記の通り報告します。

記

- 1 監査年月日 令和5年 4月 18日 (火) 19時～
- 2 監査場所 宇栄原小学校 交流ホール
- 3 監査対象
 - ・ 令和4年度PTA一般会計決算
 - ・ 令和4年度図書充実特別会計決算
 - ・ 令和4年度特別会計・積立基金現況
- 4 監査立会者 PTA会長 松川 好孝
監事 東濱 綾乃
会計 片倉 恵子
- 5 監査の概要 金銭の出納については、証憑書類と諸帳簿の記録を
監査した。
その結果は、すべて符号しており、貯金通帳の残高
とも一致している。
- 6 監査の意見 監査の結果、正確に記録整理され適正に執行された
ものと認めます。

令和5年 4月 18日

監査役 我如古 正樹 

令和5年 4月 18日

監査役 安藤 由紀子 

令和5年度一般会計 予算 《収入の部》(案)

総収入額	¥3,249,392
総支出額	¥3,249,392
差引残高	¥0

自:令和5年 4月 1日
至:令和6年3月31日

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1 一般会計会費	¥2,731,900	¥2,882,900	¥-151,000	前年度のPTA会員数425世帯
1. 保護者会員	¥2,518,000	¥2,669,000	¥-151,000	月575円(入学卒業式典・表彰費のための25円を含む)×12ヶ月×401世帯×91% 四捨五入) 前期・後期2回払い(以下同じ)
2. 学校職員会員	¥207,000	¥207,000	¥0	月575円(入学卒業式典・表彰費のための25円を含む)×12ヶ月×30名×100%
3. P会計事務	¥6,900	¥6,900	¥0	月575円×12ヶ月×100%
2 諸収入	¥50,000	¥55,260	¥-5,260	
1. 雑収入	¥50,000	¥55,260	¥-5,260	スクールゾーン委員会補助金(R4より減額)、預金利息等
2. 過年度会費	¥0	¥0	¥0	前年度のPTA会費徴収金
3 繰越金	¥467,492	¥285,015	¥182,477	
収入合計	¥3,249,392	¥3,223,175	¥26,217	

令和5年度一般会計予算《支出の部》(案)

自: 令和5年4月 1日

至: 令和6年3月31日

科 目	本年度予算	昨年度予算	比較	説明
款1.運営費	¥1,489,610	¥1,631,381	¥-141,771	PTAの会計や事務等、運営に関わる費用
項1. 会議費	¥20,000	¥30,000	¥-10,000	活動を推進する目的で行う会議(運営委員会、評議員会、湯茶など)のための費用。
項2. 会計手当	¥1,190,000	¥1,190,000	¥0	PTA会計職員手当(4.5月引継ぎ)
項3. 渉外費	¥10,000	¥10,000	¥0	渉外活動への参加費、弔慰金、祝金。来客接待費用等。
項4. 通信交通費	¥130,000	¥150,000	¥-20,000	通信費、郵便代、学外活動へのガソリン代・交通費
項5. 需用費	¥30,000	¥50,000	¥-20,000	消耗品(文具事務用品、諸雑貨等)、印刷コピー費、修繕・保守料等
項6. 法定福利費	¥14,810	¥11,781	¥3,029	PTA会計職員労働保険料: 労災保険は雇用主が100%、雇用保険: 雇用主1000分の8.5 労働者1000分の5 アスベスト救済1000分の0.05
項7. 福利厚生費	¥10,000	¥10,000	¥0	学校で推奨される検診料(PTA会計職員分)
項8. 備品費	¥50,000	¥50,000	¥0	備品購入費用
項9. リース料	¥34,800	¥129,600	¥-94,800	PTA用印刷機リース料(再リース年契約へ移行)
款2. PTA活動費	¥535,000	¥615,250	¥-80,250	学級、学年、専門部、祭り、その他、PTAの活動そのものに関わる費用
項1. 学年活動費	¥240,000	¥250,000	¥-10,000	学年PTAに関わる活動費。1年～4年・6年・チャレンジ・スマイル@ ¥350 ×児童数。5年は十三祝い60,000円。
項2. 祭事業費	¥50,000	¥50,000	¥0	うえはらっ子祭りに関わる事業費(エイサー関連含む)
項3. 総務部費	¥5,000	¥5,000	¥0	総務部の活動費
項4. 環境部費	¥30,000	¥30,000	¥0	環境部の活動費(草刈機の購入、メンテ、燃料代他)
項5. 家庭教育部費	¥5,000	¥5,000	¥0	家庭教育部の活動費(童話お話大会等)
項6. 保体部費	¥20,000	¥10,000	¥10,000	保体部の活動費(バレーボール大会開催など)
項7. 校外部費	¥5,000	¥10,000	¥-5,000	校外部の活動費(夜間パトロール用懐中電灯買換えなど)
項8. 広報部費	¥30,000	¥50,000	¥-20,000	広報部の活動費(広報誌発行予定)
項9. 調査研究費(分担金含)	¥30,000	¥50,000	¥-20,000	PTA主催の講演会、県内(離島含む)、県外の研修大会派遣等に関する費用・各種研究会、協議会等の会費、参加費(分担金)
項10. スクールゾーン活動費	¥50,000	¥55,250	¥-5,250	スクールゾーン委員会から助成されスクールゾーンに関する活動費(コロナ禍で減額)
項11. 活動補助費	¥70,000	¥100,000	¥-30,000	PTA活動費において、有益な計画があり、それが予算を超える場合に認められる補助費。読み聞かせサークル。6年コースージュ代含む
款3. 学校援助費	¥490,000	¥560,000	¥-70,000	学校の教育活動をサポートするための費用
項1. 児童奨励費	¥100,000	¥150,000	¥-50,000	児童の勉学スポーツ活動を励ますための費用、音楽活動などにおけるバス代など
項2. 児童会活動費	¥5,000	¥5,000	¥0	児童会活動を補助するための費用
項3. 行事協力費	¥100,000	¥100,000	¥0	学校行事への協力費
項4. 美化費	¥30,000	¥30,000	¥0	学校の環境改善、美化のための費用
項5. 学力向上助成費	¥70,000	¥70,000	¥0	学力向上のための助成費用・校内研究資料費用
項6. 安全衛生費	¥160,000	¥180,000	¥-20,000	学校の安全・衛生面充実のための費用(安全指導員手当て等)
項7. 分担金	¥20,000	¥20,000	¥0	各種研究会、協議会等の会費、参加費。
項8. 雑費	¥5,000	¥5,000	¥0	上記のどれにもあてはまらないもの
款4. 分担金	¥248,310	¥254,865	¥-6,555	関係団体へ納めるべき会費等
項1. PTA安全共済費	¥67,200	¥70,650	¥-3,450	那覇市PTA連合会安全会への会費(児童・職員・安全支援員)
項2. 市P連会費	¥151,110	¥154,215	¥-3,105	那覇市PTA連合会への会費(市P・県P分担金含む)
項3. 青少協会費	¥30,000	¥30,000	¥0	青少年協力会議への会費(市議会・小・中・高・青少年健全育成会)
款5. 入学卒業式典・表彰費など	¥100,000	¥50,000	¥50,000	入学卒業式用壇上花・新任離任用花束・記念品代・PTA功労者賞等
款6. 積立費	¥100,000	¥100,000	¥0	PTAの積立基金。おもに周年行事開催資金を目的とする。ただし、臨時に必要な備品購入の際、年度予算で不足する場合にのみ運営委員会の承認を経て備品購入に充てることができる。
款7. 予備費	¥286,472	¥11,679	¥274,793	予見し難い予算の不足に充てるための費用。
支出合計	¥3,249,392	¥3,223,175	¥26,217	

令和5年度 図書充実特別会計 予算(案)

総収入額	635,266
総支出額	635,266
差引残高	0

自:令和5年4月 1日

至:令和6年3月31日

(収入の部)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
A.会費	623,532	666,120	▲ 42,588	600円×2回×全児童571名×91% (月100円)
B.諸収入	2	2	0	
1.雑収入	1	1	0	貯金利子
2.過年度会費	1	1	0	前年度図書会費徴収金
C.繰越金	11,732	9,940	1,792	
収入合計	635,266	676,062	▲ 40,796	

(支出の部)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
A.図書購入費	606,900	656,900	▲ 50,000	
1.図書費	570,000	620,000	▲ 50,000	課題図書購入費・他
2.新聞費	36,900	36,900	0	沖縄タイムス
B.予備費	28,366	19,162	9,204	
支出合計	635,266	676,062	▲ 40,796	

令和5年度 特別会計・積立基金残高

収入合計 ¥1,955,092

支出合計 ¥0

残 高 ¥1,955,092

(収入・支出)

自: 令和5年4月 1日
至: 令和6年3月31日

項 目	金 額	備 考
1 収 入	¥1,955,092	
a. 繰 越 金	¥1,855,068	
b. 諸 収 入	¥100,024	
(1) 一般会計捻出	¥100,000	一般会計からの積立
(2) 雑収入	¥24	決算利息
2 支 出	¥0	
a. 備品購入費	¥0	
b. その他	¥0	
	¥1,955,092	

特 別 会 計 規 約

1 特別会計

(1) 積立基金

2 積立金は祭り収益・寄付金・繰越金、これらの一部を積立てるものとする。

3 本会計の支出は次のとおりとする。

- (1) 積立て基金は主に周年記念行事開催資金を目的とし、期成会発足時は運用を委託するものとする。
- (2) PTA活動に必要な備品購入については運営委員会の承認を得るものとし、総会にて報告する。

活動テーマ

できる事を できる時に できる範囲で 明るく楽しいPTA活動！

子育てはP（ペアレント＝親）もT（ティーチャー＝先生）も一生懸命！PとTは車で言えば両輪！同じ方向に向かっていきます。PとT、PとPがコミュニケーションをとり理解を深め、悩みを共有しながら、うちはらっ子のためにできる事を実践しよう！

1 子ども達の安心・安全を守るための活動

- ・校区内の安全確保と啓発（スクールゾーンの安全確保・地域との連携）
- ・よりよい学習環境作り（草刈作業・環境整備）
- ・お父さん会の活動強化
- ・AEDの有効活用と災害に備える意識向上

2 学力向上のために家庭でできることの推進

- ・学習意欲向上のために生活リズムを整えよう！（「早ね早おき朝ごはん」、子連れでの居酒屋等利用について「夜9時までには帰りましょう」運動の推進）
- ・家庭教育推進に関する保護者向け研修会の開催

3 会員同士が助け合える環境をつくる！

子育ての悩みはいろいろあります。小さな悩みから大きな悩みまで。PTAの強みは400を超える世帯＝親が居て、様々な事例を経験してきた教職員が居る事です。会員がお互いに情報交換ができて、悩みを共有できる仲間が作れる。そんな環境づくりを行います。

- ・校内研修会の実施、親子＆教職員親睦レク、お父さん会の実施

4 外部団体との連携

- ・小祿地区小・中学校PTA、那覇市P連、その他の団体との連携強化。
- ・地域自治会などと連携し、安心・安全な地域づくりを目指す。

5 課題への取り組み

- ・後継者の育成（県内外の研究大会への派遣）
- ・だれもが参加しやすいPTAを目指す（ホームページ・広報紙などを利用した活動の見える化）
- ・スクールゾーンでの立哨活動の実施（保護者・地域・企業などとの連携強化）

令和5年度 PTA役員(案)			
役職	氏名	児童名(Pちゃん)	備考
会長	松川 好孝	日孝(スマイル1組)	
副会長	照屋 尚志	香乃(6-2)	
副会長	前川 健	葵(3-3)	
監事	東濱 綾乃	珠乃(6-1)	
参与	平良 健治		学校長
事務局長	宮城 敬之		教頭
書記	阿波連 充		教務
監査役	片倉 恵子	外部	本校 元 PTA事務
監査役	仲村 美和子	外部	本校 元 PTA役員
PTA事務	赤嶺 真弓		

令和5年度 宇栄原小学校PTA 行事・活動計画(案)

4 月			5 月			6 月			7 月		
1	土		1	月		1	木		1	土	那覇市PTA連合会主催 バレーボール大会前日準備
2	日		2	火		2	金		2	日	那覇市PTA連合会主催 バレーボール大会
3	月		3	水	憲法記念日	3	土		3	月	
4	火		4	木	みどりの日	4	日		4	火	
5	水		5	金	子どもの日	5	月		5	水	
6	木		6	土		6	火		6	木	
7	金	始業式	7	日		7	水		7	金	
8	土		8	月		8	木		8	土	
9	日		9	火		9	金		9	日	
10	月	入学式	10	水		10	土		10	月	
11	火		11	木		11	日		11	火	童話お話大会研修会
12	水		12	金		12	月	バレーボール大会 申込〆切・選手報告	12	水	
13	木		13	土		13	火		13	木	
14	金		14	日		14	水		14	金	家庭教育推進委員会
15	土		15	月		15	木	広報担当者研修会	15	土	
16	日		16	火		16	金		16	日	
17	月		17	水		17	土		17	月	海の日
18	火	PTA監査	18	木		18	日		18	火	
19	水		19	金		19	月		19	水	
20	木		20	土		20	火		20	木	1学期前半終了
21	金	那覇市PTA事務研修会	21	日		21	水		21	金	夏休みスタート
22	土		22	月	定期総会WEB審議	22	木	第42回 バレーボール代表者会議	22	土	
23	日		23	火		23	金	慰霊の日	23	日	
24	月		24	水		24	土		24	月	
25	火		25	木	第74回那覇市PTA連合会 定期総会	25	日		25	火	
26	水		26	金	定期総会WEB審議〆切	26	月		26	水	
27	木		27	土	市P賞受賞祝賀会	27	火		27	木	
28	金		28	日		28	水		28	金	
29	土	昭和の日	29	月	定期総会(決議)	29	木		29	土	
30	日		30	火		30	金		30	日	
			31	水					31	月	

令和5年度 宇栄原小学校PTA 行事・活動計画(案)

8 月			9 月			1 0 月			1 1 月		
1	火		1	金		1	日		1	水	
2	水		2	土		2	月		2	木	
3	木		3	日		3	火		3	金	文化の日
4	金		4	月		4	水		4	土	
5	土		5	火	童話お話ブロック大会 会場校説明会	5	木		5	日	
6	日		6	水		6	金	1学期終業式	6	月	
7	月		7	木		7	土	秋休み	7	火	
8	火		8	金		8	日		8	水	
9	水		9	土		9	月	スポーツの日	9	木	
10	木		10	日		10	火		10	金	童話お話那覇地区大会 審査委員会
11	金	山の日	11	月		11	水		11	土	
12	土		12	火		12	木		12	日	
13	日		13	水	童話お話ブロック大会 原稿〆切	13	金		13	月	
14	月		14	木		14	土		14	火	
15	火		15	金		15	日	秋休み終了	15	水	
16	水		16	土	地区PTA研修会	16	月	2学期始業式	16	木	
17	木		17	日		17	火		17	金	童話お話那覇地区大会
18	金		18	月	敬老の日	18	水		18	土	
19	土		19	火		19	木		19	日	
20	日		20	水		20	金		20	月	
21	月		21	木	童話お話ブロック大会 審査委員会	21	土		21	火	
22	火		22	金		22	日		22	水	童話お話意見発表大会 申込・原稿〆切
23	水		23	土	秋分の日	23	月		23	木	勤労感謝の日
24	木		24	日		24	火	童話お話那覇地区大会 会場校説明会	24	金	
25	金		25	月		25	水	童話お話那覇地区大会 申込・原稿〆切	25	土	第39回那覇市PTA研究大会
26	土		26	火	童話お話ブロック大会	26	木		26	日	
27	日	夏休み終了	27	水		27	金		27	月	
28	月	1学期後半開始	28	木		28	土		28	火	
29	火		29	金		29	日	運動会	29	水	
30	水	旧盆(ウークイ)	30	土		30	月	振替休日	30	木	
31	木					31	火				

令和5年度 宇栄原小学校PTA 行事・活動計画(案)

1 2 月			1 月			2 月			3 月		
1	金		1	月	元旦	1	木		1	金	
2	土		2	火		2	金		2	土	
3	日		3	水		3	土		3	日	
4	月		4	木		4	日	第27回基金造成ボウリング大会	4	月	
5	火		5	金	冬休み終了	5	月		5	火	
6	水		6	土		6	火		6	水	
7	木		7	日		7	水		7	木	
8	金		8	月	成人の日	8	木		8	金	
9	土		9	火	2学期後半開始	9	金		9	土	
10	日		10	水		10	土		10	日	
11	月		11	木		11	日	建国記念日	11	月	
12	火		12	金		12	月	振替休日	12	火	
13	水		13	土		13	火		13	水	
14	木		14	日		14	水		14	木	
15	金		15	月		15	木		15	金	
16	土	第74回 童話お話し発表大会	16	火		16	金		16	土	
17	日		17	水		17	土	常置家庭教育研修会	17	日	
18	月		18	木		18	日		18	月	
19	火		19	金		19	月		19	火	
20	水		20	土	第73回県PTA研究大会(宮古)	20	火		20	水	春分の日
21	木		21	日	第73回県PTA研究大会(宮古)	21	水		21	木	
22	金		22	月		22	木		22	金	第52回卒業式
23	土		23	火		23	金	天皇誕生日	23	土	
24	日		24	水		24	土		24	日	
25	月	2学期前半終了	25	木		25	日		25	月	修了式・離任式
26	火	冬休みスタート	26	金	基金造成ボウリング大会 申込〆切	26	月		26	火	
27	水		27	土		27	火		27	水	
28	木		28	日		28	水		28	木	
29	金		29	月		29	木		29	金	
30	土		30	火					30	土	
31	日		31	水					31	日	

令和 5 年度 PTA 功労者賞被表彰者の報告

松下 理恵 さん(響生さん)

宮城 雪絵 さん(美優さん)

参 考 資 料

1. 宇栄原小学校 PTA の目的・概要・組織図
2. 各部署の役割紹介
3. 会則・細則



PTAの目的と概要

PTAの意味

P(保護者・ペアレント)、T(先生・ティーチャー)、A(～の会・アソシエーション)

宇栄原小PTAの組織構成(PTA会員)

- ・宇栄原小学校に在籍する全児童の保護者(会員数は世帯単位)
- ・宇栄原小学校に在職する職員
- ・本会の趣旨に賛同する方。(評議員会の承認を得た方。)

(目 的) (宇栄原小PTA会則第3条)

PTAは、会員が協力し、家庭、学校及び地域における児童の福祉健全育成と教育の振興を図ると共に会員の教養を高め、相互の親睦を深めることを目的とする団体です。

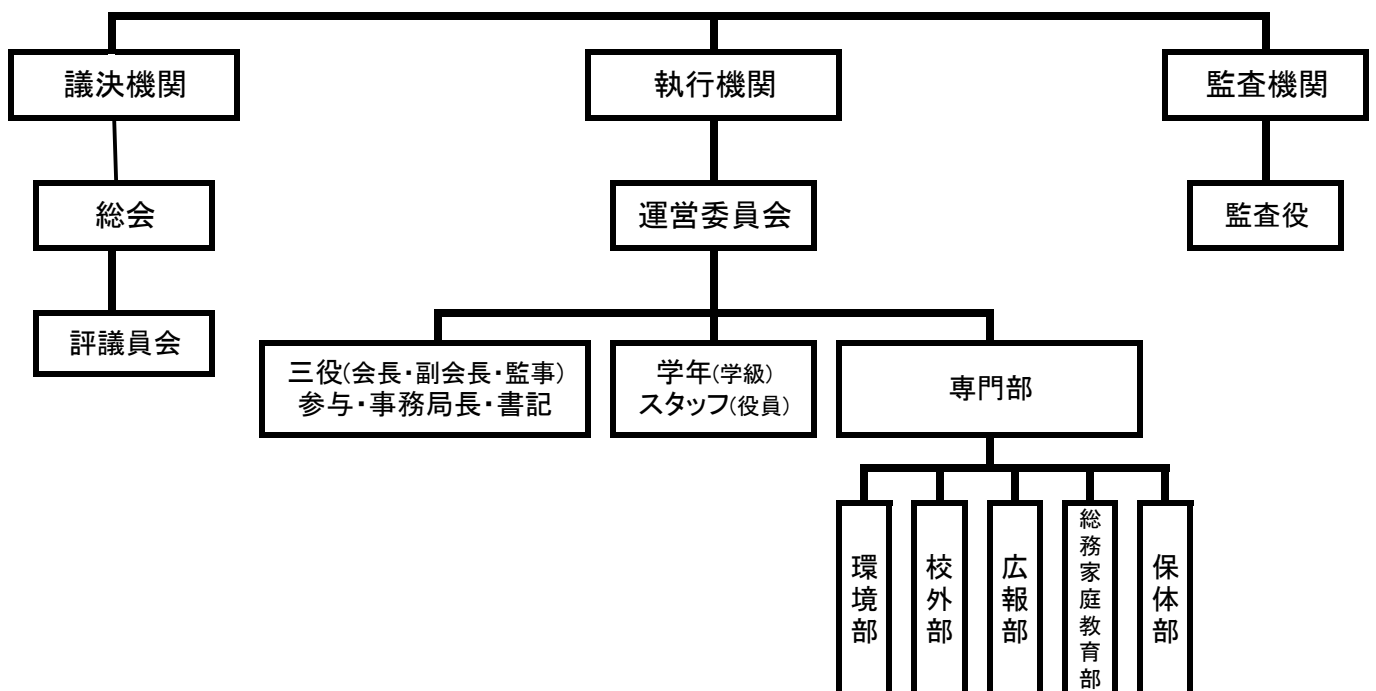
(活 動) (宇栄原小PTA会則第4条)

本会は次の活動を行います。

- 1 児童のために、よりよい環境整備を行います。
- 2 会員の教養と資質の向上に努めます。
- 3 会員の福祉と相互の親睦を行います。
- 4 関係機関、団体との連携。
- 5 その他目的達成に必要なことを行います。

宇栄原小学校PTA 組織図

・宇栄原小学校PTAは議決機関・執行機関・監査機関で構成されます。



各部署の役割

学年スタッフの主な活動内容

・学級担任の先生方と協力して、学級・学年運営に関するお手伝い。

・学年レクの企画・運営(年に1回)

学年レクでは、ドッジボール大会、手打ち沖縄そば体験、ミニ運動会、科学実験、親子工作など親子で楽しめる様々な企画を学年委員長と先生方を中心に話し合って決めます。

・うえはらっ子祭りでの出店の企画・運営

子ども達が楽しみにしている祭りです。毎年、ゲームや駄菓子屋さん、おやつ屋さん、4年生の沖縄そば、5学年の揚げパンや6学年のカレーライス等の販売を行っております。楽しかった！美味しかった！と嬉しい声が多数寄せられます(^_^)

また東日本大震災が発生した2011年度から継続して6年間、被災地へ2017年からは社会福祉協議会へ5万円寄付を行っております。

※2019・2020年は体育館改築工事の為、中止。

保 体 部

- ・PTAバレーボール大会に関する事。
- ・運動会時の周辺パトロールへの協力
- ・うえはらっ子祭りでの献血ボランティア運営。

総務・家庭教育部

- ・校内童話お話大会の運営
- ・PTA総会などの会議、大会・研修会で会場校になった場合の受付係や湯茶準備。
- ・家庭教育推進に関する事や研修会の運営。

校外部

- ・立哨やスクールゾーンに関する事
- ・夏休みの夜間パトロール
- ・運動会やうえはらっ子祭りでの校外見回り。

広 報 部

- ・PTA新聞作成、配布の準備
- ・イベントでの写真撮影。

環 境 部

- ・PTA作業の準備・運営
- ・校内の環境美化・整備に関する事。
- ・うえはらっ子祭りでの会場内美化。

那覇市立宇栄原小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、宇栄原小学校 P T A と称す。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を宇栄原小学校内におく。

(目的)

第 3 条 本会は、会員が協力し、家庭、学校及び地域における児童の福祉健全育成と教育の振興を図ると共に会員の教養を高め、相互の親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1, 児童のために、よりよい環境の整備を図る。
- 2, 会員の教養と資質の向上に努める。
- 3, 会員の福祉と相互の親睦を図る。
- 4, 関係機関、団体との連携を図る。
- 5, その他目標達成に必要なこと。

(方針)

第 5 条 本会は、児童の教育と福祉を本旨とする民主団体として活動する。

- 1, 自主独立の団体であって、いかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。
- 2, 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利だけを目的とするような行為は行わない。
- 3, 本会の名称または役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4, 学校の人事、管理、運営には干渉しない。

第 2 章 組 織

(組織)

第 6 条 本会は、次の者を会員として組織する。

- 1, 宇栄原小学校に在籍する児童の保護者。
- 2, 宇栄原小学校に在職する職員。
- 3, 本会の趣旨に賛同する者、但し、評議員会の承認を得なければならない。

(会員)

第 7 条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有し、会費を納入しなければならない。但し、第 6 条 3 に該当しながら、宇栄原小学校に在籍児童が居ない者については、納入の義務はないものとする。

第 3 章 役 員

(役員と監査役)

第 8 条

- 1, 本会の役員は、次のとおりとする。但し、6 条 1, 2, 3, に該当する者

でなければならない。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 三役 | (5) 各専門部副部長及び部員 |
| a. 会長・・・1 名 | |
| b. 副会長・・・2～3 名 | (6) 各学級 P T A 正副委員長 |
| c. 監事・・・1 名 | (7) 各学級 P T A 委員 |
| (2) 運営委員・・・12 名 (各専門部長、各学年 P T A 委員長) | (8) 各学年担任代表者・・・6 名 |
| (3) 参与・・・1 名 | (9) 顧問・・・若干名 |
| (4) 事務局・・・2 名 (事務局長、書記) | |

2, 監査役

- (1) 監査役・・・2 名

(選出)

第 9 条 役員及び監査役は次の方法によって選出する。

1, 役員

- (1) 会長、副会長は、運営委員会の選考により評議員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 監事、顧問は、会長が委嘱し、評議員会に報告するものとする。
- (3) 運営委員は、専門部長並びに学年 P T A 委員長をもって充てる。
- (4) 各学年担任代表者は各学年の担任 1 名をもって充てる。
- (5) 参与は、校長をもって充てる。
- (6) 事務局は、事務局長に教頭、書記に教務主任を充てる。

2, 監査役

- (1) 監査役は、運営委員会の選考により評議員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。

(任期)

第 10 条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1, 会長及び副会長は 2 年とし、他の役員は 1 年とする。但し再任を妨げない。
- 2, 役員の欠員によって就任した者は、前任者の在任期間とする。
- 3, 任期とは、後任者が就任するまでをいう。

(任務)

第 11 条 役員並びに監査役の任務は次のとおりとする。

1, 役員

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が止むを得ない理由により職務を果たせない場合は、その職務の代理を務める。
- (3) 監事は、会計事項の審議・調整を図り、本会の円滑な運営につとめる。
- (4) 運営委員は、本会の企画運営にあたる。
- (5) 評議員は、本会の重要事項を審議する。
- (6) 参与・事務局（事務局長、書記）・顧問は、各種会議に出席し役員と共に本会の発展を推進する。
- (7) 事務局は、会計と共に各会議の準備（文書、書類）等に協力する。
- (8) 書記は、各会議の議事を記録する。

2, 監査役

- (1) 監査役は、本会の会計業務を監査し、その結果を評議員会及び定期総会に報告する。

第 4 章 機 関

(機関)

第 1 2 条 本会は、円滑な運営と目的を達成するために次の機関をおく。また、第 29 条 1 に基づき、臨時に特別委員会を設けることもできる。

- (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 運営委員会
- (4) 学年 P T A (5) 学級 P T A (6) 専門部会

(総会)

第 1 3 条

- 1 , 総会は、本会最高の議決機関であって、全会員で構成し、毎年 5 月末日までに開催する。
- 2 , 臨時総会は、評議員会の過半数の要求又は、会長が必要と認めたとき、これを開催することができる。
- 3 , 総会の議長団は、会長・副会長・監事・参与・事務局長・会計・顧問・監査役を除き、出席者の中から 2 名を選出する。
- 4 , 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は、議長団でこれを決する。但し、出席者とは委任状を含めるものとする。
- 5 , 総会の付議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則改正案の承認
 - (2) 活動経過報告の承認
 - (3) 決算報告の承認
 - (4) 会計監査報告の承認
 - (5) 活動計画案の承認
 - (6) 予算案の承認
 - (7) 会長、副会長並びに監査役の選出承認
 - (8) その他、本会の運営に必要な事項

(評議員会)

第 1 4 条

- 1 , 評議員会は、総会につぐ議決機関であって、緊急の時は総会に代わることができる。但し、その経過と結果については次の総会において報告しなければならない。
- 2 , 評議員会は、会長、副会長、監事、運営委員、参与、事務局、専門部副部長及び部員、学級 PTA 正副委員長、学級 PTA 委員、学年担任代表者、顧問で構成する。
- 3 , 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 , 評議員会の付議事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会の付議を得なければならない事項の審議と推せん
 - イ、会則改正案、活動経過報告、会計監査報告、決算報告、活動計画案、予算案の審議
 - ロ、会長、副会長、監査役の推せん
 - (2) 総会で付託された事項の承認
 - 会費の額、細則改正、入会希望者（第 6 条の 3）、特別委員会の設置、功

労賞被表彰者

(3)その他、会務に必要な事項

(運営委員会)

第 1 5 条

- 1, 運営委員会は、本会の執行機関で会長、副会長、監事、運営委員、参与、事務局で構成する。
- 2, 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3, 運営委員会の処理事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会、評議員会での議決事項の処理
 - (2) 評議員会への提案事項の立案
 - (3) 各専門部、各学年委員会の活動計画、実施の連絡調整
 - (4) 予算の項内流用の承認
 - (5) その他、本会の運営に必要なこと

(学級PTA)

第 1 6 条

- 1, 学級PTAは、その学級の在籍児童の保護者、並びにその学級担任で構成する。
- 2, 学級PTAは、学級に関することを協議し、実施する。

活動は次のとおりとする。

 - (1) 学級経営方針を理解し協力する。
 - (2) 各専門部、各学年の活動に協力する。
 - (3) その他学級PTA活動に必要なこと。
- 3, 学級PTA正副委員長（正1名、副2名）及び専門部員は、学級会員の中から互選する。
- 4, 学級PTA委員長は、学級PTAを代表し、学級PTAの円滑な運営につとめる。副委員長は、委員長を補佐し、学級PTAに関することを記録する。
- 5, 学級PTA委員長は、必要に応じて学級担任と協議して、その学級単独の学級PTA委員会を開催することができる。

(学級PTA委員会)

第 1 7 条

- 1, 学級PTA委員会は、その学級の正副委員長、委員、並びにその学級担任で構成する。
- 2, 学級PTA委員会の活動事項は次のとおりとする。
 - (1) 学級に関することを計画し実施する。
 - (2) 学級PTAの要望、意見を協議し、まとめて学年委員長に具申する。
 - (3) その他、学級PTAに必要なこと。
- 3, 学級PTA委員長は、学級PTAを代表し、学級PTAの円滑な運営につとめる。副委員長は、委員長を補佐し、学級PTA及び学級PTA委員会に関することを記録する。
- 4, 学級PTA委員長は、必要に応じて学級PTA及び学級PTA委員会を開催することができる。

(学年PTA)

第 1 8 条

- 1, 学年PTAは、その学年の在籍児童の保護者、並びにその学年の担任で構成する。
- 2, 学年PTAは、学級PTA委員で構成する学年PTA委員会で協議、計画した学年に関する事項を実施する。
 - (1) 学年経営方針を理解し協力する。
 - (2) 各専門部、各学年の活動に協力する。
 - (3) その他学年PTA活動に必要なこと。
- 3, 学年PTA正副委員長（正1名、副2名）は、その学年の学級役員の中から互選する。
- 4, 学年PTA委員長は、必要に応じて学級PTA委員長と協議して学年PTA委員会を開催することができる。

(学年PTA委員会)

第19条

- 1, 学年PTA委員会は、その学年の各学級正副委員長、並びにその学年担任で構成する。
- 2, 学年PTA委員会の活動事項は次のとおりとする。
 - (1) 学年に関することを計画し実施する。
 - (2) 各部各学年の活動に協力する。
 - (3) 学級PTA、及び学年PTAの要望、意見を協議し、まとめて運営委員会に具申する。
 - (4) その他、学年PTAに必要なこと。
- 3, 学年PTA委員長は、学年PTAを代表し、学年PTAの円滑な運営につとめる。副委員長は、委員長を補佐し、学年PTA及び学級PTA委員会に関することを記録する。
- 4, 学年PTA委員長は、必要に応じて学年PTA及び学年PTA委員会を開催することができる。

(専門部の構成)

第20条

- 1, 専門部は、専門部員、その部を担当する教員、並びに会長が委嘱した会員で構成する。但し、入部を希望する会員も会長及び所属希望部会の承認を得て構成員となることができる。
- 2, 各専門部の部長、副部長は、構成する部員の中から互選する。
- 3, 部長は、所属する部を代表し統轄する。
副部長は、部長を補佐し、部に関することを記録する。
- 4, 部長は、必要に応じて正副会長、参与、事務局長と協議し、部会を開催することができる。
- 5, 部長は、活動計画の実施に際して、他の部又は役員の協力を求めることができる。

(専門部の活動)

第21条 各専門部とその活動事項は次のとおりとする。

- 1, 総務部
 - (1) 本会の年間活動計画案の連絡調整に関すること。
 - (2) 予算並びに決算に関すること。
 - (3) 児童の福祉の調査とその対策に関すること。
 - (4) 会員の親睦と弔慰に関すること。

- (5) 庶務会計に関すること。
- (6) ベルマーク委員会との連携に関すること。
- (7) その他、本会運営に必要な事項で他の部会に属さないこと。
(歓送迎会・祝賀会、総会準備、評議員会や運営委員会等の準備)

2, 環境部

- (1) 環境教育に関すること。
- (2) 地域及び学校の教育施設、生活環境の改善に関すること。
- (3) 校外部と協力して通学路の点検と安全確保に関すること。
- (4) その他、環境の整備に必要なこと。

3, 家庭教育部

- (1) 会員に向けての講演会の企画・運営に関すること。
- (2) 文化的学校行事の協力に関すること。(童話お話大会等)
- (3) 家庭教育に関すること。
- (4) 家庭教育推進委員会との連携に関すること
- (5) その他、文化及び教養の向上に必要なこと。

4, 保体部

- (1) 児童並びに会員の体力向上に関すること。
- (2) 会員相互の親睦を図るスポーツ、レクリエーションに関すること。
- (3) 児童の保健、給食に関すること。
- (4) 体育的学校行事の協力に関すること。(運動会等)
- (5) その他保健と体育の向上に必要なこと。

5, 校外部

- (1) 地域における児童並びに会員の生活改善、向上に関すること。
- (2) 環境部の協力を得て通学路の安全確保と交通指導に関すること。
- (3) 地域子供会の育成に関すること。
- (4) 青少年健全育成関係機関及びスクールゾーン委員会等との連携に関すること。
- (5) その他健全な児童の育成に必要なこと。

6, 広報部

- (1) P T A広報紙の発行に関すること。
- (2) 会員相互の資質向上に資する情報収集と提供に関すること。
- (3) 地域及び関係機関、団体との情報交換に関すること。
- (4) その他、広報活動に必要なこと。

第 5 章 経 理

(経費)

第 2 2 条

- 1, 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2, 収支決算監査を受けた後、総会承認前の本会の経費は次年度会計の初回会費の徴収日まで前年度繰越金を充てて、追認事項として費目と金額を総会にて報告する。

(会費)

第 2 3 条

- 1, 本会の会費の額は、会長が評議員会に提案し、承認を得て定める。

- 2, 会費は前期、後期に分けて、前期分は6月、後期分は10月に口座振替により徴収する。
- 3, 一度納入した会費については、返還しないものとする。

(支出)

第24条 本会の支出は次のとおりとする。

- 1, 予算の定めるものは会長、参与、事務局長、学年PTA委員長並びに専門部長が提出した起案書によるものとする。
- 2, 予算の定めるもの以外のものは、会長、及び参与の承認を得た起案書によるものとする。
- 3, 予算の流用は、項内を原則とし、款内流用は運営委員会の承認を得るものとする。但し、予備費については、この限りではない。
- 4, 予備費は、予見しがたい予算の不足の際に充てるものとする。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(監査)

第26条

- 1, 本会の会計業務は、年1回以上監査を受けるものとする。
- 2, 本会の収支決算は、会計年度終了後40日以内に監査を受けなければならない。

第6章 諸帳簿

(帳簿と記録)

第27条 本会に次の帳簿を備える。(諸帳簿には電子データを含む場合がある。)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 役員名簿 | (2) 会則及び細則 |
| (3) 会議録 | (4) 各専門部・各学年の活動報告と記録 |
| (5) 総会資料 | (6) 会計簿(台帳及び補助簿) |
| (7) 発着文書つづり | (8) PTA会計職員の出勤簿 |
| (9) その他、本会の運営に必要なもの | |

(保存期間)

第28条 本会の諸帳簿(電子データを含む)の保存期間は、次のとおりとする。

- 1, 役員名簿、会則及び細則、会計簿(台帳と補助簿)、総会資料、及び会議録を10年。(会議録とは、総会議事録、評議員会議事録、運営委員会議事録、及びそれぞれの書記ノートなど。)
- 2, 各専門部・各学年の活動報告と記録を7年。
- 3, その他3年。(その他とは、特別委員会議事録と書記ノート、PTA発着文書、PTA会計職員出勤簿など、本会の運営に必要なもの。)

第7章 補則

(特別委員会)

第29条

- 1, 本会、会長が必要と認めたとき、臨時に特別委員会をおくことができる。

但し、会長は評議員会に報告しなければならない。

- 2, 特別委員会は、会員又は、元会員の中から会長が委嘱した委員で構成し、委員長は、互選する。
- 3, 特別委員会は、特別な事業又は活動若しくは重要事項達成を目的とし、そのために必要な活動を行う。
- 4, 特別委員の任期は、その目的が達成したとき解嘱されるものとする。

(細則)

第 3 0 条

- 1, 本会は、会則で定めるほかに、会の運営に必要な細則は評議員会で定めることができる。
- 2, 前項の規定により定められた細則は、次期総会に報告しなければならない。

(会則改正)

第 3 1 条 本会の会則改正は、会長若しくは役員が発議し、評議員会で審議し、総会の承認を得なければならない。

(会則、細則の解釈規準)

第 3 2 条 本会の会則及び細則の解釈規準は、真義、誠実及び従来 of 慣行を旨として解釈するものとする。

(付則)

本会則は、昭和 4 7 年 6 月 1 7 日から施行する。

昭和 5 2 年 5 月 2 1 日 一部改正

昭和 5 3 年 5 月 1 7 日 一部改正

昭和 5 6 年 5 月 3 0 日 一部改正

昭和 5 7 年 5 月 2 9 日 一部改正

昭和 5 9 年 5 月 2 6 日 大幅改正

昭和 6 2 年 5 月 9 日 一部改正

平成 5 年 5 月 3 0 日 一部改正

平成 5 年 1 2 月 2 0 日 (会則 14 条の 1 により評議員会で) 一部改正

平成 8 年 5 月 1 5 日 (会則 14 条の 1 により評議員会で) 一部改正

平成 1 2 年 5 月 1 7 日 (会則 14 条の 1 により評議員会で) 一部改正

平成 1 6 年 7 月 1 2 日 大幅改正

平成 1 7 年 5 月 2 8 日 抜本改正 (第 4 章機関を中心とするその他の関係箇所)

平成 20 年 3 月 31 日 (会則 14 条の 1 により評議員会で) 一部追加・訂正

平成 23 年 6 月 2 日 大幅改正

細 則

(目的)

- 第 1 条 本細則は、宇栄原小学校 P T A 会則第 3 0 条に基づき、本会の運営に関する必要な細則を定めることによって迅速且つ円滑な P T A 活動に資することを目的とする。

(会計)

- 第 2 条 本会に会計として職員をおくことができる。会計職員に関することは次のとおりである。

- 1, 会計 1 名
- 2, 会計は会長が委嘱し、運営委員会に報告するものとする。
- 3, 会計の任免権は、会長にある。
- 4, 会計の任期（雇用期間）は 1 年とし、再任を妨げない。但し、継続雇用期間は 5 年とする。再任の手続きは改めて 2 項によらなければならない。
- 5, 会計は、会長の下で次の業務を行う。
 - (1) 金銭徴収、金銭出納をつかさどり、会計業務を処理する。
 - (2) 役員名簿、会計簿（台帳及び処理簿）、会計職員の出勤簿の作成。
 - (3) 文書の発送・受理及び整理。（対外的なもの、他団体関係機関）
 - (4) 会則 2 7 条にいう諸帳簿の保管。
 - (5) 予算案作成に関する協力。
 - (6) 総会及び評議員会における決算の報告。
 - (7) 会員への連絡文書作成及び発送。（会長名で発送する文書又は会長の指示によるもの）
 - (8) その他会長が指示する本会運営に関して必要なこと。
- 6, 会計手当の支給額は、他の団体の手当及び社会一般の規準を参考にし、運営委員会の承認を得て定めるものとする
- 7, 会計の勤務に関することは次のとおりである。
 - (1) 勤務時間
平日（水曜日を除き）1 0 時から 1 6 時までとする。
（但し、本会の運営に関する会議が開催された場合は、この限りでない。）
 - (2) 休日は、本校児童の休校日に準ずる。
 - (3) 出勤簿は月別に作成し、会長の押印を得なければならない。

(顧問)

- 第 3 条
- 1, 本会の企画、運営並びに活動に関して指導、助言及び協力を得るために顧問をおく。
 - 2, 顧問は、会長、副会長、並びに参加、事務局長の役職にあった者をあてる。
 - 3, 顧問は、会長が委嘱し、運営委員会に報告するものとする。
 - 4, 顧問は、各種会議に出席し、役員と共に本会の発展を推進する。

(役職員の辞任)

- 第 4 条

- 1, 役員または監査役が任期中に本会の会員資格を喪失、または死亡、あるいは、止むを得ない理由によりこれらの役職を辞任する時は、規定の様式により辞任届を会長に提出して、承認を受けるものとする
- 2, 会計が辞任する時も同じとする。
- 3, 会長が辞任する時は、運営委員会に辞任届を提出し、承認を受けるものとする。

(表彰)

第 5 条

- 1, 本会の発展に貢献し、功績が顕著で他の模範として推奨に値する個人並びに団体を表彰することができる。
- 2, 被表彰者は、次の各号のひとつに該当する者の中から決定するものとする。
 - (1) 会員の表彰は、本会の運営、活動に大きく寄与した者。
 - (2) 会員外の表彰は、本会の活動に協力し、目的達成に尽力された功績が認められた者。
- 3, 被表彰者の決定は、正副会長、監事、参与並びに事務局の内申に基づき運営委員会の審査を得て、評議員会の承認を得なければならない。
- 4, 表彰は総会において行うことを原則とする。特別に必要があるときは、随時表彰することができる。但し、評議員会の事後承認を得なければならない。
- 5, 表彰は、会長並びに学校長の連名で表彰状及び副賞を授与する。

(慶事)

第 6 条

- 1, 本会の慶事に関する取り扱いは、本会と関係する機関、団体から慶事の案内を受けた場合に祝意を表すため祝儀として 3,000 円を支給する。
- 2, 前項の規定にかかわらず会長は、事案に応じて副会長並びに参与と協議して適宜な措置をすることができる。

(弔事)

第 7 条

- 1, 本会の弔事に関する取り扱いは、次の各号の 1 つに該当する場合に弔慰を表わすため、香典として 2,000 円を支出する。
 - (1) 本会会員
 - (2) 本校在籍児童
- 2, 前項の規定にかかわらず会長は、事案に応じて、副会長並びに参与と協議して適宜な措置をすることができる。

(付則)

昭和 61 年 3 月 21 日 一部改正
平成 5 年 5 月 13 日 一部改正
平成 16 年 7 月 12 日 一部改正
平成 17 年 5 月 28 日 一部改正
平成 23 年 6 月 2 日 大幅改正
平成 26 年 5 月 10 日 一部改正